

協力型臨床研修病院の指定について

1 概要

- ・ 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、指定申請書を都道府県知事に提出しなければならないとされている。
- ・ また、都道府県知事が臨床研修病院を指定する場合は、医師法第16条の2第6項により、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、指定することとされている。

2 指定申請の内容

- (1) 開設者：学校法人川崎学園
- (2) 病院名：川崎医科大学高齢者医療センター（岡山市北区中山下二丁目1番80号）
- (3) 共同で臨床研修を実施する基幹型臨床研修病院
 - ・ 川崎医科大学附属病院
 - ・ 川崎医科大学総合医療センター
- (4) 臨床研修を実施する分野
 - ・ 地域医療（川崎医科大学附属病院）
 - ・ 内科（川崎医科大学総合医療センター）

3 協力型臨床研修病院の指定基準

- ・ 医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること
- ・ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること
- ・ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること
- ・ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること 等

4 審査

申請内容を審査したところ、協力型臨床研修病院の指定基準を満たしている。

5 今後のスケジュール

令和7年2月下旬 川崎医科大学高齢者医療センターへ新規指定通知
令和8年4月以降 協力型臨床研修病院として研修医の受入れ開始

(参考：関係法令、通知)

○医師法（昭和 23 年法律第 201 号）〈抜粋〉

第 16 条の 2 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かななければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

○平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号 厚生労働省医政局長通知 〈抜粋〉

第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院）

4 臨床研修病院の指定

(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請

ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の 10 月 31 日までに、当該病院に関する指定申請書（様式 A-1）を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。

5 臨床研修病院の指定の基準

(2) 協力型臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

なお、アからクまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 医療法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号に規定する員数の医師を有していること。

イ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

ウ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

エ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

オ 適切な指導体制を有していること。

当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。

カ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

キ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

ク 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、(1)の基幹型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。